

入札公告
総合評価落札方式（標準型・事前審査型）

下記のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第176条第1項の規定に基づき公告する。

この入札は、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和3年4月12日

島田市長 染谷 絹代

記

1 公告日 令和3年4月12日（月）

2 執行者 島田市長 染谷 絹代

3 入札までのスケジュール

| 内 容 | 期 日 |
|--------------|------------------------------|
| 入札公告 | 令和3年4月12日（月） |
| 資格確認申請書等提出 | 令和3年5月7日（金）午前11時 |
| 設計図書返却 | 令和3年5月7日（金）午後5時 |
| ヒアリング日時通知 | 令和3年5月10日（月） |
| ヒアリング実施 | 令和3年5月11日（火）又は5月12日（水） |
| 設計図書質問受付期限 | 令和3年5月17日（月）午後5時 |
| 入札参加資格審査通知 | 令和3年5月20日（木） |
| 入札参加資格説明要求 | 令和3年5月27日（木）午後5時 |
| 設計図書質問書回答期限 | 令和3年5月28日（金） |
| 入札参加資格説明要求回答 | 令和3年6月3日（木） |
| 入札（1日目） | 令和3年6月8日（火）午後9時（紙入札の場合は午後5時） |
| 入札（2日目） | 令和3年6月9日（水）午後1時 |
| 開札 | 令和3年6月10日（木）午前9時から |
| 落札証明書の発行 | 令和3年6月11日（金）午後3時から |
| 非落札者の説明要求 | 令和3年6月15日（火）午後5時 |
| 非落札者の説明要求回答 | 令和3年6月18日（金） |

4 この入札事務を担当する機関及び問い合わせ先

（契約事務に関する問い合わせ先）

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 島田市行政経営部契約検査課

電話：0547-36-7220 ファクシミリ：0547-37-8200

5 工事内容等

| | |
|-------|---------|
| ①入札番号 | 行契工 第4号 |
| ②工種 | 建築一式工事 |

| | |
|----------------|--|
| ③工事名 | 島田市新庁舎建設工事（建築工事） |
| ④工事場所 | 静岡県島田市中央町地内 |
| ⑤工事概要等 | <p>(ア)新築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新庁舎 鉄筋コンクリート造地上4階（免震構造） 延床面積11,230.93m² 建築面積3,380.57m² ●倉庫棟 鉄骨造地上2階 延床面積457.59m² 建築面積307.06m² ●その他 車椅子用駐車場屋根、駐輪場、バイク置場 ●外構 <p>(イ)解体工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既存庁舎 鉄筋コンクリート造地上4階地下1階 延床面積5,621.40m² 建築面積1,612.10m² ●会議棟 鉄骨造地上2階 延床面積479.39m² 建築面積267.18m² ●その他附属施設 |
| ⑥工事内容 | 上記⑤(ア)に係る建築工事一式 上記⑤(イ)に係る解体工事 |
| ⑦予定工期 | 契約締結の翌日（ただし契約締結の翌日が土・日・祝日にあたる場合は、休み明けの最初の平日）から令和6年6月14日まで 新庁舎完成 令和5年6月30日まで 新庁舎開庁 令和5年8月 |
| ⑧落札方式 | 制限付き一般競争入札（総合評価落札方式 標準型） |
| ⑨総合評価落札方式採用の理由 | 本工事は技術的な工夫の余地が比較的大きく、本工事内容を実現する上で有効な技術提案（工事目的物の性能、機能の向上や社会的要請に対する技術提案）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に勘案して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を適用する。 |

6 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

| | |
|-------------|--|
| ①入札参加形態 | 島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱に定める特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、施工方法は共同施工方式とする。 |
| ②共同企業体の資格要件 | <p>(ア)共通の資格要件を満たす者のうち、代表構成員の資格要件を満たす1者とその他の構成員1の資格要件を満たす1者とその他の構成員2の資格要件を満たす1者の計3者での組み合わせとする。（共同企業体には資格要件を満たす島田市内の業者が入る組み合わせとすること。）</p> <p>(イ)各構成員は当該工事において他の共同企業体の構成員となることはできない。</p> <p>(ウ)結成方法は自主結成とする。</p> <p>(エ)共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。また、出資比率の最小限度基準は20%以上とする。</p> <p>(オ)存続期間については、当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体については、当該工事完了後3ヶ月以上経過した日までとする。また、当該工事の請負契約の相手方とならなかつた共同企業体については、当該工事の請負契約の締結された日までとする。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| ③共同企業体構成員の共通要件 | <p>(ア)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>(イ)島田市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>(ウ)当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。</p> <p>(エ)建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。</p> <p>(オ)島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加制限を受けている期間中でないこと。</p> <p>(カ)島田市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく指名排除を受けている期間中でないこと。</p> <p>(キ)対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面又は人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p><設計業務等の受託者></p> <p>株式会社 石本建築事務所 名古屋オフィス 愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号 昭和ビル</p> <p>(ケ)建設業法第3条の規定に基づく建設業の許可を得ていること。</p> <p>(ケ)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。</p> <p>(コ)技術者の専任をする工事においては、工期の初日から専任で配置できること。</p> |
| ④代表構成員に求めるもの | <p>(ア)静岡県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）を有していること。</p> <p>(イ)経営事項審査結果の建築一式工事に係る総合評定値（審査基準日が開札日から1年7ヶ月以内の最新のもの）が1,200点以上であること。</p> <p>(ウ)建設業法に基づく特定建設業の許可（建築一式工事）を有していること。</p> <p>(エ)監理技術者資格者証（建築一式工事）及び監理技術者講習の修了証の交付を受けている監理技術者を当該工事に専任で配置できること。入札参加資格の確認申請の日以前に恒常に3ヶ月以上の雇用関係にあること。</p> <p>(オ)当該工事と同種の工事を施工した実績があること。</p> <p>●平成18年4月1日以降（完成し引渡しが済んでいるもの）に免震工法によるRC造又はSRC造の建築物の新築又は増築工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限る。</p> <p>●参加資格条件における同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。※8(6)⑩に記載</p> |
| ⑤その他の構成員1に求めるもの | <p>(ア)建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可申請（変更を含む）に際して届け出た主たる営業所の所在地を島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町又は川根本町内に有していること。</p> <p>(イ)経営事項審査結果の建築一式工事に係る総合評定値（審査基準日が開札日から1年7ヶ月以内の最新のもの）が900点以上であること。</p> <p>(ウ)建設業法に基づく特定建設業又は一般建設業の許可（建築一式工事）を有していること。</p> |
| ⑥その他の構成員2に求めるもの | <p>(ア)建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可申請（変更を含む）に際して届け出た主たる営業所の所在地を島田市内に有していること。</p> |

| | |
|--|--|
| | (イ) 経営事項審査結果の建築一式工事に係る総合評定値（審査基準日が開札日から1年7ヶ月以内の最新のもの）が700点以上であること。 (ウ) 建設業法に基づく特定建設業又は一般建設業の許可（建築一式工事）を有していること。 |
|--|--|

7 図面及び特記仕様書並びに設計書（以下「設計図書」という。）について

| | |
|-----------|--|
| ①交付期間 | 公告の日から令和3年5月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）午前9時から午後5時まで |
| ②交付機関 | 島田市行政経営部契約検査課 電話：0547-36-7220 |
| ③交付方法 | 電子入札システムに掲載。ただし、設計図書においては容量が大きいため②の機関において、島田市の有資格者名簿に登録されている者に対し設計図書が記録されているCD-Rの貸出しを行う。希望者は事前に②の機関に電話連絡の上、貸出日時の調整を受け、貸与品借用書（様式17）を提出すること。ただし、貸出しは1者につき1回とする。 |
| ④返却方法 | 令和3年5月7日（金）午後5時までに必ず返却すること。事前に上記②の機関へ電話連絡の上、返却日時の調整を受け、貸与品返納書（様式18）と貸与したCD-Rを提出すること。 |
| ⑤質問方法 | 質問事項を質疑回答書（様式1）に記載し、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者に限り、受付期間中に電子メール（送信先：島田市行政経営部契約検査課メールアドレス keiyakukensa@city.shimada.lg.jp）での提出を受け付ける。その場合、送信後の開庁時間内（午前9時から午後5時まで）に電話により受信確認を行うこと。 (確認先：島田市行政経営部契約検査課) |
| ⑥質問の受付期間 | 公告の日の翌日午前9時から令和3年5月17日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。） 電子システムでの受付時間は午前9時から午後9時まで メールでの受付時間は午前9時から午後5時まで |
| ⑦質問に対する回答 | 電子入札システムにより回答する。ただし、紙入札による参加を承諾した者に対しては、メール又はファクシミリにより回答する。 |
| ⑧質問の回答期間 | 令和3年5月28日（金）まで |

8 入札参加資格の審査

- (1) 島田市電子入札運用基準第3の4に基づき共同企業体の代表構成員が単体企業として利用者登録済みのICカードを用いるものとし、共同企業体結成時に「電子入札利用届（JV用）（様式4）」を契約検査課へ提出すること。
- (2) この入札の参加希望者は、建設工事入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）及び入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）を作成の上、令和3年5月7日（金）までに提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (3) この入札の参加希望者は、総合評価落札方式の技術資料（根拠資料を含む。以下「技術資料」という。）を作成の上、令和3年5月7日（金）までに提出し、総合評価における実績等の評価項目及び技術提案の審査を受けなければならない。
- (4) 電子入札システムにより資格審査申請書を提出すること。資格審査資料（添付資料を含む）及び技術資料（以下「資格審査資料等」という。）の提出は、電子入札システムによる提出を原則とするが、電子ファイルの容量制限（3MB以内）を超えて電子入札システムより提出

が出来ない場合は、資格審査資料等は紙媒体及びCD-Rにて提出する旨を資格審査申請書へ明示し、電子入札システムにて資格審査申請書のみ提出すること。その後、島田市行政経営部契約検査課へ電話連絡の上、資格確認資料等を持参すること。郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。提出部数は、紙媒体1部及びCD-R1枚とする。

(5)紙入札による参加は原則認めない。ただし、次の紙入札を認める例に該当することとなった場合は、入札参加者は紙媒体による紙入札方式参加申請書（島田市電子入札運用基準様式第5号）を島田市行政経営部契約検査課へ提出して承認を得ること。郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。

【紙入札を認める例】

- ①会社名、会社所在地、代表者の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
- ②ICカードの閉塞（PIN番号の連續した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合

※上記①②は社会通念上妥当な手続き期間内に限る。

- ③その他やむを得ない事情があると認められる場合

(6)入札参加資格の審査等

| | |
|---------------------------|--|
| ①資格審査申請書及び資格審査資料等の提出 | 公告日の翌日午前9時から令和3年5月7日（金）午前11時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。） 電子システムでの受付時間は午前9時から午後9時まで 紙媒体での受付時間は午前9時から午後5時まで |
| ②入札参加資格審査基準日 | 令和3年5月7日（金）（資格審査申請書及び資格審査資料等の提出期限の日） |
| ③入札参加資格の確認と技術審査 | ①の期日までに以下④から⑯までの資格審査申請書及び資格審査資料等を作成の上、島田市行政経営部契約検査課へ提出すること。なお、①の期限までに資格審査申請書、資格審査資料等を提出しない者及び技術提案が適正標準案以上と認められない者で入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。 |
| ④建設工事入札参加資格審査申請書 | 様式2 |
| ⑤特定建設工事共同企業体協定書の写し | 様式3 |
| ⑥参加資格審査調書 | 様式5 |
| ⑦許可等の状況 | 様式6 |
| ⑧許可通知書の写し | (ア)建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し（資格審査申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの） (イ)参加資格条件とした営業所の所在地に営業所があることを証する書類を提出すること。（受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等） |
| ⑨同種工事等の施工実績表 | 様式7 |
| ⑩入札参加資格条件における同種工事の施工実績の確認 | (ア)入札参加資格条件における同種工事の施工実績を確認できる書類を添付すること。 ●入札参加条件における同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）の工事カルテの写し等 ●当該工事の概要（免震工法）が記された設計図書の写し等 |

| | |
|-----------------------------|--|
| ⑪技術資料 | 9に記載 |
| ⑫経営事項審査結果通知書の写し | 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が開札日より1年7ヶ月以内の最新のもの）の写し |
| ⑬配置予定技術者等の資格・工事経歴 | 様式8 |
| ⑭入札参加資格条件における配置予定技術者等の資格の確認 | <p>(ア)配置予定技術者の入札参加資格条件における資格を記載すること。この場合、配置予定技術者として複数の候補者を記載することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完了等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。</p> <p>(イ)専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、工期の初日から専任で配置できることを条件とする。専任の終了する日は完了検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。</p> <p>(ウ)専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合や、CORINS等により配置予定技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則として契約をしない又は契約を解除する。契約前にあっては入札保証金に相当する額を、契約後にあっては契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、島田市は一切の損害賠償の責を負わない。</p> <p>(エ)他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完了等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は、島田市入札参加制限等措置要綱に基づく資格の制限措置を行う場合がある。</p> <p>(オ)配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法令による免許については、免許を証する書面の写し及び配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類（建設業の許可申請書の様式8号(1)又は(2)の写し） ●監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し ●当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等の自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し |
| ⑮入札参加資格の審査通知 | 令和3年5月20日（木）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者には、島田市行政経営部契約検査課より入札参加資格審査結果通知書（島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱様式第5号）により通知する。 |
| ⑯入札参加資格がないと認められた者の請求方法等 | 電子入札システムにより、説明を求めることができる。また、紙入札による参加の承諾を得た者が説明を求める場合には、書面（書式自由）により説明を求めることができる。 |
| ⑰上記⑯の請求期限 | 通知を受けた日から令和3年5月27日（木）午後5時まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) 電子システムでの受付時間は午前9時から午後9時まで 書面での受付時間は午前9時から午後5時まで |
| ⑱入札参加資格がないと認められた者への回答方法 | 電子入札システムにより回答する。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者に対しては、メール又はファクシミリにより回答する。 |
| ⑲上記⑱の回答期限 | 令和3年6月3日（木）まで |

(7) 資料の取扱い等

- ①提出された申請書及び資料（以下②から⑥までにおいて「提出資料」という。）に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②提出資料は提出者に無断で入札参加資格の審査及び技術提案に係る評価以外の用途に使用しない。
- ③提出資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ④提出資料は返却しない。
- ⑤提出資料に用いる言語は日本語とする。
- ⑥提出資料に記載された提案内容は事業者の知的財産として捉え、島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）第7条第3号アの規定のとおり、事業者の競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあると認められる情報の開示請求には応じないものとする。

9 技術資料

(1) 技術資料の提出に関する事項

| | |
|-------------|--|
| ①提出期間及び提出方法 | 資格審査申請書及び資格審査資料等の提出と同様とする。 ※8(6)①に記載 |
| ②確認とヒアリング | 技術資料の確認を受けた後、以下のとおりヒアリングを実施する。なおヒアリング時刻及び場所は令和3年5月10日（月）に担当者へ通知する。 <ul style="list-style-type: none"> ●実施日 令和3年5月11日（火）又は5月12日（水） ●実施場所 島田市役所本庁舎会議室 ●実施内容等 提出された技術提案等についてヒアリングを行う。出席者は配置予定技術者を含め一共同企業体につき4名までとする。 |
| ③提出書類 | 提出する技術資料は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ●技術資料（表紙）（様式9） ※必ず担当者連絡先を記入すること。 ●評価点申請一覧（様式10） ●技術提案書（様式13） ※技術提案は、1提案につき様式1枚（様式13）に記載することとし、提案数に応じて書式を複写して使用すること。なお、必要に応じ構造図や説明用の図表（A3判片面）を添付すること。 ●企業の施工能力・地域貢献度等（様式15） ●配置予定技術者の能力（様式16） |

(2) 技術資料の記載内容に関する事項

| 項目 | 記載内容・添付資料について |
|----------------|---|
| ①評価点申請一覧（様式10） | 各評価項目について、評価項目の各様式に基づいた申請点を記入する。なお、様式10の申請点に誤りがあった場合は、評価項目の各様式に記載されている内容や根拠書類に関係なく、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正する。 |

| | |
|-------------|--|
| ②技術提案（様式13） | 技術提案の作成上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ●工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 本工事の実施にあたり、施工品質の確保・向上に関する以下のaからeの項目について、具体的な技術提案を求める。aの提案については必須とし、bからeまでの提案については任意とする。なお、1項目につき1提案を限度とし、上限以上の提案がなされた場合に |
|-------------|--|

| | |
|------------------------|--|
| | <p>は評価対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 免震装置のベースプレート下部の高強度コンクリート充填に関する技術提案 b 外周部ハーフPCa床版とPC梁（ポストテンション）の取り合い部分における施工精度向上に関する技術提案 c 鉄骨建方における施工精度向上に関する技術提案 d コンクリートの品質管理に関する技術提案 e コンクリート打放し部の施工に関する技術提案 <p>●社会的要請への対応に関する技術提案</p> <p>本工事の実施にあたり、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策に関する以下aからeの項目について、具体的な技術提案を求める。aの提案については必須とし、bからeまでの提案については任意とする。なお、1項目につき1提案を限度とし、上限以上の提案がなされた場合には評価対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 騒音、振動の抑制に関する技術提案 b 粉塵の低減に関する技術提案 c 排水処理計画に関する技術提案 d 周辺渋滞の緩和に関する技術提案 e 近隣対策に関する技術提案 |
| ③企業の施工実績 (様式15) | <p>(ア)施工実績は、平成23年4月から令和3年3月までの間に完成した以下に示す対象工事について、いずれか1件を記載すること。代表構成員を評価対象とする。</p> <p>●同種工事として、次の要件を全て満たす元請施工実績を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：免震工法によるRC造又はSRC造 ・延床面積：10,000m²以上（ただし、既存部分の面積は含めない。） ・工事種別：建物の新築又は増築工事 <p>●類似工事として、次の要件を全て満たす元請施工実績を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：免震工法によるRC造又はSRC造 ・延床面積：6,000m²以上（ただし、既存部分の面積は含めない。） ・工事種別：建物の新築又は増築工事 <p>●原則として、CORINSに登録された工事とする。CORINSで確認できない場合は、契約書、設計図書等で確認できるものであること。</p> <p>●施工実績を確認できる資料として、CORINSに登録された該当工事のカルテ（CORINSへの登録がない場合は、同種工事又は類似工事の条件（免震工法）を確認できる契約書の写し又は契約図面の写し等）を添付すること。</p> <p>●共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。</p> <p>(イ)島田市が平成28年度から令和2年度までの間に実施した優良建設工事主任技術者等表彰の受賞者の輩出実績がある場合は受賞年度、受賞者及び受賞工事名を記載すること。代表構成員、その他構成員1又はその他構成員2のいずれかを評価対象とする。</p> <p>(ウ)令和2年度までにISO9001又はISO14001若しくはエコアクション21の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。代表構成員を評価対象とする。</p> <p>(エ)合併、名称変更等により、施工実績とした会社と相違がある場合は、関係の分かる資料を提出すること。</p> |
| ④企業の社会性、信頼性等 (様式15) | <p>(ア)島田市と災害協定を締結している場合は、協定書の写し（所属団体が締結している場合は、自社の社名が分かれる根拠書類を含む。）を添付すること。平成28年度以降に島田市との災害協定に基づく活動実績（訓練を除く。）がある場合は、活動報告書及び協定書等の写しを添付すること。代表構成員、その他構成員1又はその他構成員</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>2のいずれかを評価対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害協定とは島田市と災害時における応急対策業務（応急仮設住宅建設協定を含む。）に係る協定をいう。 ●活動実績とは災害協定に定める災害時における応急対策業務（応急仮設住宅建設協定を含む。）の実績をいう。 ●建設機械の所有数とは、災害協定を締結している者のうち経営規模等評価通知書に3台以上の記載がある場合に評価する。経営規模等評価通知書の写しを添付すること。 <p>(イ)令和2年度に島田市内における道路・河川・公園等の公共土木施設の美化活動、農地・森林等で地域や行政の協働で実施する環境の保全活動、交通安全・防犯活動、福祉・医療・教育に係る支援活動で、企業として取組の実績（団体の構成員としての活動やその他団体の企画活動、町内会等の要請に基づき行った活動、地域住民等との協働活動、建設業協会等が主催する活動実績を含む。）がある場合に評価する。根拠書類（計画書、実績書、写真、新聞記事等）を添付すること。代表構成員、その他構成員1又はその他構成員2のいずれかを評価対象とする。</p> <p>(ウ)障害者雇用企業として登録者名簿に登録されている場合には、障害者雇用企業審査結果通知書の写しを添付すること。代表構成員、その他構成員1又はその他構成員2のいずれかを評価対象とする。</p> <p>(エ)静岡県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けている場合には、静岡県次世代育成支援企業認証書の写しを添付すること。代表構成員、その他構成員1又はその他構成員2のいずれかを評価対象とする。</p> <p>(オ)市内企業の施工割合は整数により記載すること。市内企業とは本社、支店又は営業所が島田市内にあることをいう。元請負人が請け負った額から下請負人が請け負った額を除いたものを元請負人の請け負った額とし、元請負人が市内企業の場合は当該請負人の施工額を市内企業の施工額に含む。※算出方法は別紙4に記載</p> |
| ⑤配置予定技術者の能力、監理技術者の資格、監理技術者の施工実績 (様式16) | <p>(ア)配置を予定する監理技術者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する（複数申請する場合は、本様式を複数して使用する。）。また、実際の施工にあたって様式16に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。代表構成員、その他構成員1又はその他構成員2のそれぞれを評価対象とする。</p> <p>(イ)配置予定技術者の資格が確認できる資料を添付すること。</p> <p>(ウ)施工実績は、平成23年4月から令和3年3月までの間に完成した対象となる工事の中で、主任（監理）技術者として、9(2)(3)に記載する同種工事又は類似工事を元請として施工した経験がある場合は1件記載すること。代表構成員を評価対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として、CORINSに登録された工事とする。CORINSで確認できない場合は、契約書、設計図書等で確認できるものであること。 ●記載した工事を確認できる資料として、CORINSの工事カルテ（CORINSへの登録がない場合は、同種工事又は類似工事の条件が確認できる契約書の写し、契約図面の写し、主任技術者等通知書の写し）等を添付すること。 ●記載された工事が、低入札価格調査制度による補助技術者としての実績の場合は評価しない。 ●共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。 |

| | |
|--|---|
| | (イ)島田市が平成28年度から令和2年度までの間に実施した優良建設工事主任技術者等表彰の受賞経験がある場合は、表彰対象工事名を記載すること。その場合、表彰状の写しを添付すること。代表構成員、その他構成員1又はその他構成員2のいずれかを評価対象とする。 (オ)CPD（継続教育）の状況については、平成30年度から令和2年度までの過去3か年度における任意の1年間において取得した、各団体が発行する取得単位で評価する。建築CPD個人実績表や建築CPD実績証明書等の各団体が発行する取得単位の証明書の写しを提出すること。代表構成員、その他構成員1又はその他構成員2のいずれかを評価対象とする。 |
|--|---|

10 技術能力の審査に関する事項

(1)技術審査における審査項目及び審査基準は以下のとおりとする。

| 審査項目 | 審査基準 |
|-------|--|
| ①技術提案 | (ア)提案の内容が標準案以上であること。 |
| 課題1 | <p>(イ)工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 a 免震装置のベースプレート下部の高強度コンクリート充填に関する技術提案 『発注者の求める技術提案の標準案』 <ul style="list-style-type: none"> ・充填率90%以上、現場における試験充填の実施 ・ベースプレート下部の設置精度の確保（許容誤差以内） 傾きは1/500以内 水平位置(X, Y)および鉛直位置(Z)は±5mm以内 ・高強度コンクリートの充填性の確保（高強度コンクリートの流動性・エアー抜け状況の確認） ・充填性試験による課題の抽出 ※上記標準案で計上している項目は、設計図書、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に示すものとする。 </p> <p>b 外周部ハーフPCa床版とPC梁（ポストテンション）の取り合い部分における施工精度向上に関する技術提案 『発注者の求める技術提案の標準案』 <ul style="list-style-type: none"> ・施工手順「梁型枠設置」→「支保工設置」→「PCa床版設置」→「PCa床版トップコンクリート及び大梁コンクリート打設(PCa床版トップコンクリート天端まで)」→「RC大梁コンクリート打設」→「コンクリート硬化後、PC梁緊張」 ※設計図書、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に示すものとする。 </p> <p>c 鉄骨建方における施工精度向上に関する技術提案 『発注者の求める技術提案の標準案』 <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に示すものとする。 </p> <p>d コンクリートの品質管理に関する技術提案 『発注者の求める技術提案の標準案』 <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に示すものとする。 </p> <p>e コンクリート打放し部の施工に関する技術提案 『発注者の求める技術提案の標準案』 <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に示すものとする。 </p> <p>『aからeまでの提案に係る条件』 <ul style="list-style-type: none"> ・本建築物は、免震工法を採用しており、建築基準法第20条第1項 </p> |

| | | |
|--------------|----------------------|---|
| | | 第1号の規定による認定（構造方法等の認定）を受けているため、当該認定に影響を及ぼす可能性のある提案は認めない。 |
| 課題2 | (ウ)社会的要請への対応に関する技術提案 | <p>a 騒音、振動の抑制に関する技術提案 『発注者の求める技術提案の標準案』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する重機は低騒音型とする。 ・内部解体時は4方向に足場を組み防音パネル・防音シートを設置する。 ・躯体解体時は、南、西、北面に足場を組み防音パネル・防音シートを設置する。 ・解体に使用する重機は油圧クラッシャーとする。 <p>※上記標準案で計上している項目は、設計図書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、建築物解体工事共通仕様書・同解説に示すものとする。</p> <p>b 粉塵の低減に関する技術提案 『発注者の求める技術提案の標準案』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に示すものとする。 <p>c 排水処理計画に関する技術提案 『発注者の求める技術提案の標準案』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に示すものとする <p>d 周辺渋滞の緩和に関する技術提案 『発注者の求める技術提案の標準案』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に示すものとする <p>e 近隣対策に関する技術提案 『発注者の求める技術提案の標準案』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に示すものとする <p>『aからeまでの提案に係る条件』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし |
| ②企業の施工能力 | | <p>(ア)同種工事又は類似工事の施工実績（平成23年度から令和2年度まで）</p> <p>(イ)工事成績評定点（平成29年度から令和元年度まで）</p> <p>※算出方法は別紙3に記載</p> <p>(ウ)優良技術者輩出の有無（平成28年度から令和2年度まで）</p> <p>(エ)品質確保・環境マネジメントシステムの取組状況</p> |
| ③企業の社会性、信頼性等 | | <p>(ア)災害協定に基づく活動実績と建設機械所有状況（平成28年度以降）</p> <p>(イ)地域ボランティア活動の実績（令和2年度）</p> <p>(ウ)障害者の雇用実績</p> <p>(エ)静岡県次世代育成支援企業認証</p> <p>(オ)市内企業施工割合状況</p> |
| ④配置予定技術者の能力 | | <p>(ア)技術者の資格</p> <p>(イ)同種工事又は類似工事の施工実績（平成23年度から令和2年度まで）</p> <p>(ウ)優良技術者表彰の有無（平成28年度から令和2年度まで）</p> <p>(エ)CPD（継続教育）の状況（平成30年度から令和2年度における任意の1年間）</p> |

1.1 総合評価に関する事項

(1) 入札に伴う評価基準 ※別紙2評価基準表に記載

(2) 総合評価の方法

- ① 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点(※1)を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数を46点とする。(小数点以下2位止め(3位を四捨五入))
※1：加算点は評価点(得点)とする。
- ② 総合評価は、標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除し、100,000を乗じて得た評価値をもって行う。評価値の計算において入札価格は千円単位とし、1,000円未満の数値は小数点以下で扱う。
ただし、入札価格が調査基準価格(※2)を下回った場合は、調査基準価格を評価算定上の入札価格として評価値を算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= [(\text{標準点}) + (\text{加算点})] / (\text{入札価格}) \times 100,000 \\ &= \{ (\text{技術評価点}) / (\text{入札価格}) \} \times 100,000 \end{aligned}$$

※2：「島田市低入札価格調査制度による調査等実施要領」第3条に定める調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者うち(2)「総合評価の方法」により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札候補者とする。(評価値は、小数点以下4位止め(5位を四捨五入)とする。このとき、同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。)ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは(ア)、(イ)の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。
(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
(イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格(千円単位)で除し100,000を乗じた数値を下回らないこと。
- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

(4) 評価内容の担保

- ① 技術提案書に記載された提案内容全てを施工計画書等に記載すること。ただし、提案内容のうち、発注者が採用を認めないことを指示した内容については、施工計画書へ記載しないこと。
また、「総合評価方式における技術提案等の履行確認シート」に提案内容の履行状況を記載し、監督員から確認を受けること。
- ② 受注者の責により入札時に提案された技術提案が履行されなかつた場合は、工事受注金額に対して実際の削減額で加算点の再計算をして変更の契約額を算出し、その当初契約額から削減する額を受注者が負担するものとする。
減額の算出方法 減額 = $\{ 1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha) \} \times C$
 C : 当初の契約額(円)
 α : 当初の加算点
 β : 達成度合いに応じて再計算した加算点
- ③ 申告した企業の施工割合については、工事完了後に提出される施工体制台帳、下請負契約書(請書を含む。)及び市内企業施工割合計算書により履行の確認を行い、当該下請負率が、受注者の責に帰すべき事由により達成されなかつたときは、工事成績評定から3点を減ずる。

1.2 電子入札の注意事項

- (1) 島田市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、ICカードの不正使用が確認された場合には、入札参加制限等を行うことがある。
- (2) 電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該工事への入札参加資格を取り消す。
- (3) 落札後にICカードの不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、契約締結後に不正使用等が確認された場合には、工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断する。
- (4) 電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。

1.3 入札執行

| | |
|------------------------|---|
| ①入札書 | 電子入札システムによる。紙入札による参加の承諾を得た者は、島田市建設工事執行規則様式第1号（第8条関係）に記載の上、④の方法にて提出すること。 |
| ②工事費内訳書 | 全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。工事費内訳書に不備がある場合は入札無効とする場合がある。 |
| ③入札書等受付期間 間 入札書等の提出 | 令和3年6月8日（火）から令和3年6月9日（水）まで <電子入札の場合> 午前9時から午後9時まで（受付期間最終日は、午後1時まで） <紙入札の場合> 午前9時から午後5時まで（受付期間最終日は、午後1時まで） 島田市行政経営部契約検査課へ提出 |
| ④入札の方法 | <電子入札システムによる場合> 電子入札システムにより入札書・工事費内訳書（様式19）を提出すること。 <持参による場合> 事前に紙入札による参加の承諾を得た者は、入札書等受付期間中に以下の提出書類を島田市行政経営部契約検査課へ持参すること。 (ア)入札書 (イ)委任状（代理人が入札する場合） (ウ)建設工事入札参加資格審査結果通知書の写し (エ)紙入札方式参加申請書の写し（承認印が押印されたものに限る） (オ)工事費内訳書（様式19） |
| ⑤その他注意事項 | (ア)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (イ)入札執行回数は、3回を限度とする。 (ウ)3回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札で有効な入札を行った者のうち、入札書記載金額と予定価格（税抜）との差が予定価格（税抜）の5%以下で、評価値が最も高かった者と随意契約に移行する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号） |

1 4 開札等

| | |
|-----------|---|
| ①開札 | 電子入札システムによる。紙入札方式による入札がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、立会者等の確認後落札者の決定を行う。この場合の立会者は、紙入札方式による参加者又は立会を希望する参加者とし、両者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。 |
| ②開札日時 | 令和3年6月10日（木）午前9時 |
| ③開札場所 | 島田市役所会議棟2階C会議室（静岡県島田市中央町1番の1） |
| ④落札者の決定方法 | 1 1 (3)に記載 |
| ⑤入札の無効 | (ア)無効となる入札は、島田市建設工事等競争契約入札心得に定めるところによる。 (イ)入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、島田市入札参加制限等措置要綱に基づく入札参加制限を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。 |
| ⑥落札証明書の発行 | 開札日の翌日午後3時以降に契約検査課にて発行する。 |

1 5 落札者とならなかった者への理由の説明

落札者とならなかった者は、入札執行者に対して自らが落札者とならなかった理由について、説明を求めることができる。

| | |
|----------------------------|------------------------------|
| ①落札者とならなか った者の請求方法 等 | 島田市行政経営部契約検査課へ書面持参（様式自由）とする。 |
| ②上記①の請求期限 | 令和3年6月15日（火）午後5時まで |
| ③上記①への回答方 法 | 書面により回答する。 |
| ④上記③の回答期限 | 令和3年6月18日（金） |

1 6 その他

| | |
|---|-----------------------------|
| ①調査基準価格の設定 | 調査基準価格の設定 有 失格判断基準 有 |
| ②前払金 | 有 |
| ③部分払い | 有 |
| ④契約書作成 | 要 |
| ⑤工程表の提出 | 要 |
| ⑥工事工程月報 | 要 |
| ⑦ISOを活用した監督業務 | 適用しない |
| ⑧現場代理人及び技術者の 氏名の通知 | 書面 |
| ⑨火災保険付保の要否 | 要 |
| ⑩当該工事に直接関連する 他の工事の請負契約を当 該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締 結する予定の有無 | 有 |
| ⑪契約後VE | 無 |
| ⑫入札保証金及び契約保証 金 | (ア)入札保証金 免除 (イ)契約保証金 納付※ |

| | |
|---------------------------------|--|
| | <p>※契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあっては100分の30）以上。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p> |
| ⑬契約の締結 | <p>本工事の契約については、落札者と仮契約を締結した上、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年島田市条例第46号）第2条の規定による市議会の議決があつたとき本契約が成立する。</p> |
| ⑭暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置 | <p>(ア)本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。</p> <p>(イ)(ア)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>(ウ)受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格制限の措置を受けることがある。</p> |
| ⑮その他 | <p>(ア)入札に参加しようとする者は、島田市建設工事執行規則、島田市建設工事等競争契約入札心得、島田市特定建設工事共同企業体取扱要綱、島田市電子入札運用基準、島田市制限付き一般競争入札実施要領、島田市工事費内訳書及び業務委託費内訳書取扱要領、島田市財務規則、その他公示又は公表されている島田市の入札及び契約に関する規定を遵守すること。</p> <p>(イ)島田市の入札及び契約に関する規則・要領等は島田市のホームページに掲載しているため、精読した上で参加すること。 島田市ホームページアドレス http://www.city.shimada.shizuoka.jp/</p> <p>(ウ)低入札価格調査制度については、「島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領」による。</p> <p>●低入札価格調査を受けて落札した者にあっては、配置予定の主任（監理）技術者とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者（以下「補助技術者」という。）を専任で1名現場に配置しなければならない。</p> <p>●低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取り扱いについては、本公告16⑫に記載</p> <p>(エ)当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）に該当する場合、落札者は落札決定後速やかに発注担当課と協議を行うこと。</p> <p>(オ)本市経済の活性化・産業の振興及び市内業者の育成を図る観点から、下請施工を必要とする場合は、可能な限り市内業者に発注するよう努め、また、施工に必要な建設資材・建設機械等の購入やリースについても、可能な限り市内の業者を活用するよう努めること。</p> <p>(カ)発注担当課 島田市行政経営部資産活用課</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(イ) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(カ) 資格審査申請書、資格審査資料（添付資料含む）、技術資料及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をした場合においては、島田市入札参加制限等措置要綱に基づく入札参加制限を行う場合がある。</p> <p>(ケ) 技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。</p> <p>(コ) 本件工事の成果品は、電子納品の対象とする。</p> <p>(サ) その他詳細不明の点については、入札事務を担当する機関へ連絡すること。</p> |
|--|---|

別紙1

入札の執行について（入札公告）の補足事項

工事名 島田市新庁舎建設工事（建築工事）

上記の入札（以下「本工事」という。）は複数年度にまたがる債務負担行為に係る契約となります。

本工事に係る請負契約締結には下記の条件が付されますので、御注意願います。

記

1 各年度の支払限度額と出来高予定額

各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）とこの支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、予定価格をもとに例示すると次のとおりとなります。（なお、上記金額には前払い金を含みます。）

予定価格事後公表

支払い限度額

令和3年度 請負代金額の約 1%相当額

令和4年度 請負代金額の約 73%相当額

令和5年度 請負代金額の約 10%相当額

令和6年度 残額

出来高予定額

令和3年度 請負代金額の約 1%相当額

令和4年度 請負代金額の約 82%相当額

令和5年度 請負代金額の約 11%相当額

令和6年度 残額

※上記は例示ですので、実際の契約締結においては、支払い限度額・出来高予定額ともに入札結果（落札価格）に対応した金額となります。

※各年度の支払額は契約検査課の検査により、出来高を確認します。なお、出来高が予定請負代金額に達しない場合は出来高相当額を支払います。

2 前払金の支払上限額

前払金の各年度の支払上限額は、支払限度額の40%以内の額となります。

中間前払金の各年度の支払上限額は、支払限度額の20%以内の額となります。

※各年度分の前払金の支払い請求の時期については、当該年度予算成立後の4月1日以降（4月1日現在予算未成立の場合は予算成立以降）とします。

入札に伴う評価基準表(建築工事)

技術提案 評価項目等

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 最大得点 | 摘要 |
|--------------------------|---|--|------------|----------------------------------|
| 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容 | 施工品質の確保・向上に関する①から⑤の項目について、具体的な技術提案を求める。 ①の提案については、必須とする。 ②から⑤までの提案については、任意とする。 (必須) ①免震装置のベースプレート下部の高強度コンクリート充填に関する技術提案 | 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容について標準案と比べて特に優れている。 ※②から⑤までの提案に係る配点は（ ）内の点数とする。 | 3 (2) | |
| | (任意) ②外周部ハーフPCa床版とPC梁（ポストテンション）の取り合い部分における施工精度向上に関する技術提案 ③鉄骨建方における施工精度向上に関する技術提案 ④コンクリートの品質管理に関する技術提案 ⑤コンクリート打放し部の施工に関する技術提案 | 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容について標準案と比べて優れている。 ※②から⑤までの提案に係る配点は（ ）内の点数とする。 | 1.5 (1) | 11 (2×4 +3) ※配点は提案1件の点数 |
| | 条件 建築基準法の認定に影響を及ぼす可能性のある提案は認めない。 | その他 | 0 | |
| 社会的要請への対応に関する技術提案内容 | 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策に関する①から⑤の項目について、具体的な技術提案を求める。 ①の提案については、必須とする。 ②から⑤までの提案については、任意とする。 (必須) ①騒音、振動の抑制に関する技術提案 | 社会的要請への対応に関する技術提案内容について標準案と比べて特に優れている。 ※②から⑤までの提案に係る配点は（ ）内の点数とする。 | 3 (2) | |
| | (任意) ②粉塵の低減に関する技術提案 ③排水処理計画に関する技術提案 ④周辺渋滞の緩和に関する技術提案 ⑤近隣対策に関する技術提案 | 社会的要請への対応に関する技術提案内容について標準案と比べて優れている。 ※②から⑤までの提案に係る配点は（ ）内の点数とする。 | 1.5 (1) | 11 (2×4 +3) ※配点は提案1件の点数 |
| | その他 | 0 | | |

企業の施工能力 評価項目等

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 最大得点 | 摘要 |
|---------------------------------------|--|-----|------|--|
| 平成23年4月から令和3年3月までに完成した同種・類似工事の施工実績の有無 | 同種工事の実績あり（延床面積10,000m ² 以上の建築工事の実績） | 1 | 1 | 同種工事として、次の要件を満たす元請施工実績を評価する。 ＊構造 免震工法によるRC造又はSRC造 ＊延床面積 10,000m ² 以上（既存部分の面積は含まない。） ＊工事種別 新築・増築工事 類似工事は、上記の条件で延床面積が6,000m ² 以上（既存部分の面積は含まない。） 代表構成員を評価対象とする。 |
| | 類似工事の実績あり（延床面積6,000m ² 以上の建築工事の実績） | 0.5 | | JV工事の施工実績は、出資比率20%以上の場合を評価対象とする。 |
| | その他 | 0 | | 原則として、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（以下「CORINS」という）に登録された工事とする。CORINSで確認できない場合は契約書、設計図書等で確認できること。配置予定技術者の能力の評価対象工事も同様とする。 本入札への参加申請時に提出した様式15「企業の施工能力・地域貢献度等」に記載された1件の工事について評価する。また、同種工事又は類似工事のいずれかの実績を評価する。 |
| 過去3か年度における工事成績評定点の平均点 | 81点以上 | 3 | 3 | 工事成績は、島田市が発注した平成29年度から令和元年度までに完成した最終契約金額100万円以上の建築一式工事の平均点とする。 |
| | 78点以上81点未満 | 1.5 | | 代表構成員、その他の構成員1又はその他の構成員2のいずれか高い方を加点評価の対象とする。 |
| | 78点未満 | 0 | | 代表構成員、その他の構成員1又はその他の構成員2のいずれかにおいて69点以下の実績がある場合は減点を行う。 |
| | 過去3か年度において69点以下の実績がある場合は得点を減点する | -1 | | |
| 過去5か年度における優良技術者の輩出の有無 | 優良技術者の輩出実績あり | 1 | 1 | 優良技術者とは、島田市が平成28年度から令和2年度までに実施した優良建設工事主任技術者等表彰の受賞者 |
| | 実績なし | 0 | | 代表構成員、その他の構成員1又はその他の構成員2のいずれかを評価対象とする。 |
| 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 | IS09001若しくはIS014001、又はエコアクション21の認証を取得している | 2 | 2 | ISO又はエコアクション21認証・登録証の写しで確認。 |
| | 認証を取得していない | 0 | | 代表構成員を評価対象とする。 |

配置予定技術者の能力 評価項目等

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 最大得点 | 摘要 |
|--|---|--|------|----|
| 技術者資格 | 代表構成員 | 1級建築施工管理技士かつ1級建築士 | 2 | 6 |
| | | 1級建築施工管理技士又は1級建築士 | 1 | |
| | | 上記いずれかに加え、免震施工管理技士の場合は加点 | +1 | |
| | | その他 | 0 | |
| | その他の構成員1 | 1級建築施工管理技士かつ1級建築士 | 1 | |
| | | 1級建築施工管理技士又は1級建築士 | 0.5 | |
| | | 上記いずれかに加え、免震施工管理技士の場合は加点 | +0.5 | |
| | | その他 | 0 | |
| | その他の構成員2 | 1級建築施工管理技士かつ1級建築士 | 1 | |
| | | 1級建築施工管理技士又は1級建築士 | 0.5 | |
| | | 上記いずれかに加え、免震施工管理技士の場合は加点 | +0.5 | |
| | | その他 | 0 | |
| 平成23年4月から令和3年3月までに完成した工事で監理技術者又は主任技術者の施工実績 | 監理技術者として | 同種工事の実績あり（延床面積10,000m ² 以上の建築工事の実績） | 2 | 2 |
| | | 類似工事の実績あり（延床面積6,000m ² 以上の建築工事の実績） | 1 | |
| | | その他 | 0 | |
| | 主任技術者として | 同種工事の実績あり（延床面積10,000m ² 以上の建築工事の実績） | 1 | |
| | | 類似工事の実績あり（延床面積6,000m ² 以上の建築工事の実績） | 0.5 | |
| | | その他 | 0 | |
| | 市長表彰の実績あり | | 2 | |
| | 実績なし | | 0 | |
| 過去5か年度における優良技術者の表彰の有無 | CPD制度に1年以上継続して登録しており、1年間の取得単位が当該団体の年間推奨単位数以上の場合 | | 1 | 1 |
| | CPD制度に1年以上継続して登録しており、2年間の取得単位が当該団体の半数以上年間推奨単位数未満の取得 | | 0.5 | |
| | 継続教育の証明なし又は各団体年間推奨単位数未満の取得 | | 0 | |

企業の社会性・信頼性 評価項目等

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 最大得点 | 摘要 |
|-------------------------------|-----------------------|------|------|--|
| 過去5か年度の災害協定に基づく活動実績の有無及び有事の備え | 災害協定の締結あり | 0.5 | 1.5 | 災害協定とは、島田市と災害時における応急対策業務（応急仮設住宅建設協定を含む。）に係る協定をいう。 |
| | 建設機械所有 | +0.5 | | 建設機械所有とは、災害協定を締結している者のうち、経営規模等評価結果通知書に3台以上の記載がある場合に評価する。 |
| | 島田市における活動実績あり | 0.5 | | 活動実績とは、平成28年度以降災害協定に定める災害時における応急対策業務（応急仮設住宅建設協定を含む）の実績 |
| | 締結なし・建設機械所有なし | 0 | | 代表構成員、その他の構成員1又はその他の構成員2のいずれかを評価対象とする。 |
| 過去1年間のボランティア活動の実績の有無 | 活動実績あり | 1 | 1 | ボランティア活動とは、令和2年度に実施した島田市内における道路・河川・公園等の公共土木施設の美化活動や環境保全活動で企業としての取組みの実績 |
| | 実績なし | 0 | | 実績には建設業協会等が主催する活動実績を含む。 代表構成員、その他の構成員1又はその他の構成員2のいずれかを評価対象とする |
| 労働福祉の状況 (障害者雇用状況) | 障害者雇用企業として登録名簿に登録 | 0.5 | 0.5 | 障害者雇用企業審査結果通知書の写しを添付 |
| | 該当なし | 0 | | 代表構成員、その他の構成員1又はその他の構成員2のいずれかを評価対象とする |
| 次世代育成支援企業 | 静岡県次世代育成支援企業認証制度による認証 | 0.5 | 0.5 | 静岡県次世代育成支援企業認証書の写しを添付 |
| | 該当なし | 0 | | 代表構成員、その他の構成員1又はその他の構成員2のいずれかを評価対象とする |
| 市内企業の施工割合 | 市内企業の施工割合が50%以上 | 2.5 | 2.5 | 市内企業とは、建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業の許可申請（変更を含む）に際して届け出た主たる営業所の所在地を島田市内に有している企業 |
| | 市内企業の施工割合が40%以上50%未満 | 1.5 | | |
| | 市内企業の施工割合が30%以上40%未満 | 1 | | |
| | 市内企業の施工割合が30%未満 | 0 | | |

| | | |
|---|----|--|
| 計 | 46 | |
|---|----|--|

【工事成績評定点の平均点について】

総合評価の評価項目である「工事成績評定点の平均点」については、下記の方法により契約検査課において算出します。

記

1 対象工事

(1) 発注 島田市が発注した工事

(2) 工種 今回の発注工種と同じ工種

※発注工種は公告文に記載

(3) 期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日に完成検査に合格した最終契約金額が100万円以上の工事（特定建設工事共同企業体で施工した工事は除く。）

<完成検査の合格日> 建設工事検査合格通知書（完成）の「検査年月日」の欄に記載されている日付が平成29年4月1日から令和2年3月31日までの工事が対象となる。

<例> H28. 5. 12 契約 H29. 3. 25 合格 → ×（対象外）

・契約日、合格日ともに期間外のため対象外である。

H28. 9. 16 契約 H29. 4. 30 合格 → ○（対象）

・契約日は対象外だが、合格日は期間内のため対象となる。

2 算出方法 小数点以下の端数を切り上げて整数とする。

<計算例>

平成29年度の工事成績 75点 平成29年度の工事成績 81点

平成30年度の工事成績 78点

令和元年度の工事成績 79点 の場合

$(75+81+78+79) \div 4 = 78.25$ 平均点は79点となる。

<計算例>

対象工事が11件あり、11件の成績合計が815点の場合

$815 \div 11 = 74.09 \rightarrow$ 平均点は75点となる。

【市内業者の施工割合について】

1 市内企業の施工割合は、整数により記載する。

市内企業とは、島田市内に本社、支店又は営業所がある企業をいう。元請負人が請け負った額から、下請負人が請け負った額を除いたものを、元請負人の請け負った額（※1）とし、元請負人が市内企業の場合は、当該請負人の施工額を市内企業の施工額に含む。

施工割合計算書については、下記の例にならい作成すること（※2）。なお、この計算書に記載する金額は千円単位とし、千円未満は切捨てとする。

※1 当該元請負人が特定建設工事共同企業体（JV）の場合は、当該金額にそれぞれ構成員の出資比率に応じて按分した金額について市内又は市外として区分すること。

※2 「請負区分」の欄は「元請」、「一次」又は「二次」とする。

2 申告した市内企業の施工割合については、工事完成時に、施工体制台帳、下請負契約書（請書を含む。）、市内企業施工割合計算書等により履行の確認を行い、当該下請負率が、受注者の責めに帰すべき事由により達成されなかつたときは、工事成績評定から3点を減ずる。また、入札公告のとおり、契約金額の減額措置を行う場合がある。

施工体系（例）



施工割合計算書（例）

単位：千円

| 項目 企業名 | 請負区分 | 市内外 区分 | 請負金額 | 下請負額 | 施工額 | 市内企業 施工額 |
|-----------|------|-----------|--------|--------|--------|-------------|
| A社 | 元請 | 市内 | 60,000 | 40,000 | 20,000 | 20,000 |
| B社 | 一次 | 市外 | 20,000 | 11,000 | 9,000 | 0 |
| C社 | 一次 | 市内 | 5,000 | 0 | 5,000 | 5,000 |
| D社 | 一次 | 市内 | 5,000 | 0 | 5,000 | 5,000 |
| E社 | 一次 | 市外 | 10,000 | 0 | 10,000 | 0 |
| F社 | 二次 | 市内 | 5,500 | 0 | 5,500 | 5,500 |
| G社 | 二次 | 市内 | 5,500 | 0 | 5,500 | 5,500 |
| 計 | | | | | 60,000 | 41,000 |

$$\begin{array}{cccccc} \text{※} & 41,000 & \div & 60,000 & = & 68\% \\ & (\text{市内企業施工額}) & & (\text{総施工額}) & & (\text{市内企業施工割合}) \end{array}$$

※ 元請負人が市内の場合は、施工額を市内企業の割合に含む。

※施工割合に端数が生じたときは切り捨てる。（例：68.33% → 68%）